

令和6年3月19日

山陽小野田市議会議長 高松 秀樹 様

山陽小野田市議会議員政治倫理審査会長 松尾 数則

### 審査結果報告書

令和5年5月26日付けで調査請求のあった件について、山陽小野田市議会議員政治倫理条例第10条第1項の規定に基づき、次のとおり審査結果を報告します。なお、審査の経過は別紙のとおりです。

調査請求の対象となった議員の氏名	山田伸幸
調査請求の対象となった事由の該当条項	山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条第1号 山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条第6号
調査請求の対象となった事由の内容	R4年11月18日提出の陳情書の問題点3つ+1の責任について。議運審査での虚偽答弁の責任及び法令遵守意識の欠如  ●山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条第1号違反 市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑をもたれる行為をしないこと。 に関して以下の6項目に違反している。 1 職員の勤務時間中の勧誘、配布、集金業務を行ったこと 2 明るいまちによる個人の誹謗中傷、プライバシー侵害 事実確認のない記事掲載 3 立入禁止区域内への許可なき立入



	<p>4 他人の土地の無断使用</p> <p>5 議会運営委員会での虚偽答弁</p> <p>6 議会運営委員会での法令遵守意識の欠如</p> <p>●山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条第6号違反 市職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。</p> <p>に関して以下の項目に違反している。</p> <p>7 職員が勤務時間中に公正な職務執行を行っている最中に、声をかけその職務を妨げた</p>
<p>審査結果</p>	<p><b>【結果】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査請求対象事由の2と4については、山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条第1号に違反している。</li> <li>・調査請求対象事由の7については、山陽小野田市議会議員政治倫理条例第3条第6号に違反している。</li> </ul> <p><b>【措置】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・議場における議長の注意</li> </ul>

## 政治倫理審査会における審査の経過

### 1 審査会の設置

山陽小野田市議会議員政治倫理条例（以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、令和5年5月26日に樋口晋也氏を代表とする104名の連署で提出があり、条例第6条の規定により、議長が令和5年6月9日に審査会を設置し、岡山明、白井健一郎、恒松恵子、中島好人、古豊和恵、前田浩司、松尾数則及び森山喜久の8人の議員を審査会の委員に任命した。

### 2 審査の目的

調査請求対象事由1～6にあるように、山田伸幸議員の行為が条例第3条第1号に規定する政治倫理基準「市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑をもたれる行為をしないこと」、また、調査請求対象事由7にあるように、条例第3条第6号に規定する政治倫理基準「市職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと」に該当するかどうかを本条例に照らし審査するもの。

### 3 審査の経過

#### 【第1回審査会】

令和5年6月9日、全委員出席の下、第1回審査会を開催した。条例施行規程第4条の規定により、審査会の会長に松尾数則委員、副会長に岡山明委員が選出された。同時に、条例第7条第1号に規定する調査請求の適否について審査を行った結果、賛成多数で適となった。

#### 【第2回審査会】

令和5年6月15日、全委員出席の下、第2回審査会を開催した。6月27日午後5時から、そして、審査がその日に終了しないときは、7月7日午前9時から開催する本審査会で、調査請求代表者である樋口晋也氏に事情を聴取することを決定した。

#### 【第3回審査会】

令和5年6月27日、全委員出席の下、第3回審査会を開催した。請求代表者の樋口晋也氏に事情を聴取する予定であったが、調査請求代表者の

都合がつかないため、再度調整することとした。

#### 【第4回審査会】

令和5年9月1日、古豊和恵委員欠席の下、第4回審査会を開催した。調査請求代表者である樋口晋也氏に事情を聴取した。その中で、条例第3条第1号違反については、市民全体の代表者としての品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑をもたれる行為をしないことに関して、「1 職員の勤務時間中の勧誘、配布、集金業務を行なったこと」、「2 明るいまちによる個人の誹謗中傷、プライバシーの侵害 事実確認のない記事掲載」、「3 立入禁止区域内への許可なき立入」、「4 他人の土地の無断使用」、「5 議会運営委員会での虚偽答弁」、「6 議会運営委員会での法令遵守意識の欠如」、そして、条例第3条第6号違反については、市職員の公正な職務執行を妨げ、又は当該職員の権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないことに関して、「7 職員が業務時間中に公正な職務執行を行っている最中に、声をかけその職務を妨げた」についての詳細な説明があった。

#### 【第5回審査会】

令和5年9月25日、全委員出席の下、第5回審査会を開催した。調査請求代表者から提出された要請文には、執行部への調査依頼をしてほしい旨の記載があったものの、今後、必要に応じて考えることとした。

#### 【第6回審査会】

令和5年10月19日、古豊和恵委員欠席の下、第6回審査会を開催した。執行部（総務部長）から「勤務時間中の勧誘、配布、集金業務が行われたことが令和5年3月31日以前にはあった」、「仕事を妨げて集金する事例が令和5年3月31日以前にはあった」との説明を受けた。これを受けて、山田伸幸議員に事情を聴取するかどうかを諮り、賛成多数で可決した。

#### 【第7回審査会】

令和5年11月7日、全委員出席の下、第7回審査会を開催した。山田伸幸議員に出席を要請したが、山田伸幸議員から、出席しない旨の回答が文書により提出された。次回の審査会において、7項目について審査する

ことを決定した。

#### 【第8回審査会】

令和5年11月11日、全委員出席の下、第8回審査会を開催した。調査請求書の7項目全てについて、事実行為としてあったことを確認した。条例第2条第3項により、自ら疑惑を解明し、責任を明らかにしてもらうため、山田伸幸議員を本審査会に招致することとした。

#### 【第9回審査会】

令和5年12月18日、全委員出席の下、第9回審査会を開催した。被審査議員である山田伸幸議員に事情を聴取するため本審査会に出席を求めたが、出席しないとの文書が提出された。審査をそのまま進め、1から7までの項目の事実確認は終わっているため、その内容が条例第3条第1号や第3条第6号に違反するのかを審査した。今後、条例は議会内の活動についてだけなのか、議会外の活動も含むのかを精査することとした。

#### 【第10回審査会】

令和6年1月12日、全委員出席の下、第10回審査会を開催した。政治倫理審査会の内容は、議会外の事象も、議会内の事象も含んでいることを確認した。また、調査請求書の内容に間違いはないが、現在は行っていないという事例も含めて、審査することを確認した。政治倫理条例の改正に関しては、今はまだ改正されていないので、現在の条例で判断することを確認した。7項目について審査した結果、「1 職員の勤務期間中の勧誘、配布、集金業務を行ったことについて」は、賛成少数で、政治倫理基準に違反しないと結論づけた。「2 明るいまちによる個人の誹謗中傷、プライバシーの侵害 事実確認のない記事掲載について」は、賛成多数で、政治倫理基準に違反していると結論づけた。政党が行っている正常な政治活動や議員活動を制約する気は一切ないが、このたびの明るいまちによる個人の誹謗中傷、プライバシーの侵害や事実確認をされていないものが出された。それは正常ではなく不当なものであり、それが流布されていること自体、条例第3条第1号「市民全体の代表者として、品位と名誉を保持し、その職務に関して疑惑を持たれる行為をしないこと。」にある、品位と名誉を貶めたため、政治倫理基準に違反している。「3 立入禁止区域内への許

可なき立入」は、賛成少数で、政治倫理基準に違反しないと結論づけた。

「4 他人の土地の無断使用」は、賛成多数で、政治倫理基準に違反していると結論づけた。個人の土地や自分以外の土地を無断で使用しているのは、正常ではないし、正当な行動ではない。無断使用したことは、許可を取らなくてもいいという認識自体がいけないことであり、行動自体が、品位を貶めたため、政治倫理基準に違反している。「5 議会運営委員会での虚偽答弁」は、賛成少数で、政治倫理基準に違反しないと結論づけた。「6 議会運営委員会での法令遵守意識の欠如について」は、賛成少数で、政治倫理条例に違反しないと結論づけた。「7 職員が業務時間中に公正な職務執行を行っている最中に、声をかけその職務を妨げた」は、賛成多数で、政治倫理基準に違反していると結論づけた。職員へのアンケートでは、82.7%が心理的な圧力を感じたということで、市職員の公正な職務執行を妨げているため、政治倫理基準に違反している。今後、被審査議員に対する弁明の機会を付与し、措置を決定することとした。

#### 【第11回審査会】

令和6年3月7日、全委員出席の下、第11回審査会を開催した。弁明の機会を付与する予定であったが、会長の手違いにより、山田伸幸議員が出席できなかつたため、令和6年3月12日に再度開催することとした。

#### 【第12回審査会】

令和6年3月12日、全委員出席の下、第12回審査会を開催した。そこで、山田伸幸議員に弁明の機会を付与した。その後、7項目に関して、再度、政治倫理基準違反かどうかを確認し、第10回と同様の結果となった。この後、中島好人委員は退場し、山田伸幸議員に対する措置を、議場における謝罪文の朗読に決定した。

#### 【第13回審査会】

令和6年3月19日、全委員出席の下、第13回審査会を開催した。付議事項に入る前に、森山喜久委員から「前回、第12回の審査会で措置を決定する過程で、本会議においてとの発言もあった。会派では、そこに疑念が生じるとのことであったため、そこをはっきりさせるために再審査に付してほしい」との動議があった。それに対して、白井健一郎委員からは

「問題点をはっきり示してからでないと、簡単には再審査にはできないのではないか」との発言があった。中村議会事務局次長から「議事運営上は可能である」との発言があった。森山喜久委員から同様の説明があった後、白井健一郎委員から「条例上、本会議でとは読み取れない。条例第7条第5項第2号の措置を決定する際に出た本会議との発言は、議事進行上のもではなく、採決時に会長はおっしゃっていないから、本会議で行うと勘違いした委員が悪いだけである」との発言があった。そこで、動議について会長が審査会に諮り、賛成多数で可決した。

続いて、恒松恵子委員から「前回、第12回の審査会で決定した措置を、会派でも検討した。白井健一郎委員の言うとおりの議場における議長の注意で足るのではないかと考えるに至ったため、再審査に付してほしい」との動議があった。会長が審査会に諮り、全員賛成で可決した。

その後、中島好人委員は退場し、被審査議員に対する措置を再審査した。前田浩司委員から恒松恵子委員同様の発言の後に、「とはいえ、条例第2条第3項に規定する説明責任を山田伸幸議員が果たしていないので、相応の注意が必要であろう」との発言があった。これに対して、森山喜久委員から「山田伸幸議員に対して出席要求を2回もしたにもかかわらず、出席しなかったことを鑑みると、言論で説明責任を果たすべきところをせず、明るいまちによる個人の誹謗中傷など一般市民を実名で記載したこと、議長の名を出して市議会の名を貶めたことなどから、議場における謝罪文の朗読が必要と考える」との発言があったが、採決の結果、賛成多数で「議場における議長の注意」に決定した。